

2012（平成24）年3月8日

会 員 各 位

第二東京弁護士会 会長 澤井 英久  
同 研修センター 委員長 杉田 禎浩

## 2012年4月から継続研修制度が変わります！

平素より当会の継続研修制度にご協力いただき御礼申し上げます。さて、2012年4月1日より、継続研修の制度を、以下のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

### 改正要旨

- (1) 履修すべき最低単位数の変更  
旧「年間12単位」→新「年間6単位」＝2時間の研修を3回分
- (2) 認定対象となる研修の種類の明確化  
二弁内部、日弁連、他の弁護士会、法務研究財団、及び日弁連交通事故相談センターの行う研修（並びに講師）  
外部で行うもので、認定審査を要するもの等の特殊な類型（大学・大学院の講義の受講及び講師、司法研修所の講師、自主研修、法律文献の執筆、並びに申請により認定された外部研修実施団体（研修を実施する私企業や団体など）が主催する研修等）を廃止
- (3) 履修単位の登録方法の簡便化
- (4) 継続研修の1年度 旧「10月から翌9月」→新「4月から翌3月」

この改正で、会員の履修履歴の管理を合理化し、履修報告に要する負担を軽減しつつ、研修の内容自体の一層の充実と提供方法の多様化を図ります。

研修制度を、今まで以上に積極的にご活用下さるようお願いいたします。

### 【移行措置等】

- 2011年10月1日～2012年3月31日までの6ヶ月間を「2011年度」とし、この間の取得単位は、2012年4月1日を始期とする「2012年度」への繰越しを認めます。この結果、2011年度から2012年度の終期（2013年3月31日）までの1年半の最低取得単位は、6単位となります。
- 2011年度の旧規定の研修は、次の場合に単位認定の対象とし、2012年度への繰越しを認めます。
  - ・大学・大学院・司法研修所または第2種外部研修の講義で、当会へ報告されたもの
  - ・自主研修、みなし研修執筆で、2012年4月30日までに申請されたもの
- 詳細は、会員サービスサイト→研修・公益活動→「継続研修」にて「継続研修の手引き 2012年版」をダウンロードしてご覧下さい。現在の各自の研修履修状況も、ご覧いただけます。
- 手引きを印刷した冊子をご希望の方は、事務局司法調査課へご用命下さい。
- 自主研修が単位認定の対象外となりましたが、旧制度の自主研修は上限6単位であり、これ以外に別途最低6単位（例：2時間の会内研修×3回）の研修が必要でした。
- 大学・大学院の講義の単位認定がなくなることに伴い、海外に一定期間留学する会員から免除申請があれば、これを認めることとなります（現在規則制定中）。
- 2011年度中入会の64期の会員の継続研修は、2013年4月1日から（「2013年度」から）です。

### 【研修制度に関する問い合わせ先】

第二東京弁護士会司法調査課 竹下・北田 TEL:03-3581-2259 e-mail:[kensyu@niben.net](mailto:kensyu@niben.net)

### 【会員サービスサイトの会員IDまたはパスワードの発行及びお忘れの場合】

E-mail：[kanri@niben.or.jp](mailto:kanri@niben.or.jp)（本文に会員氏名・登録番号ご記入のこと）